

奈良市一般廃棄物処理基本計画 令和4年度～令和13年度 [概要版]

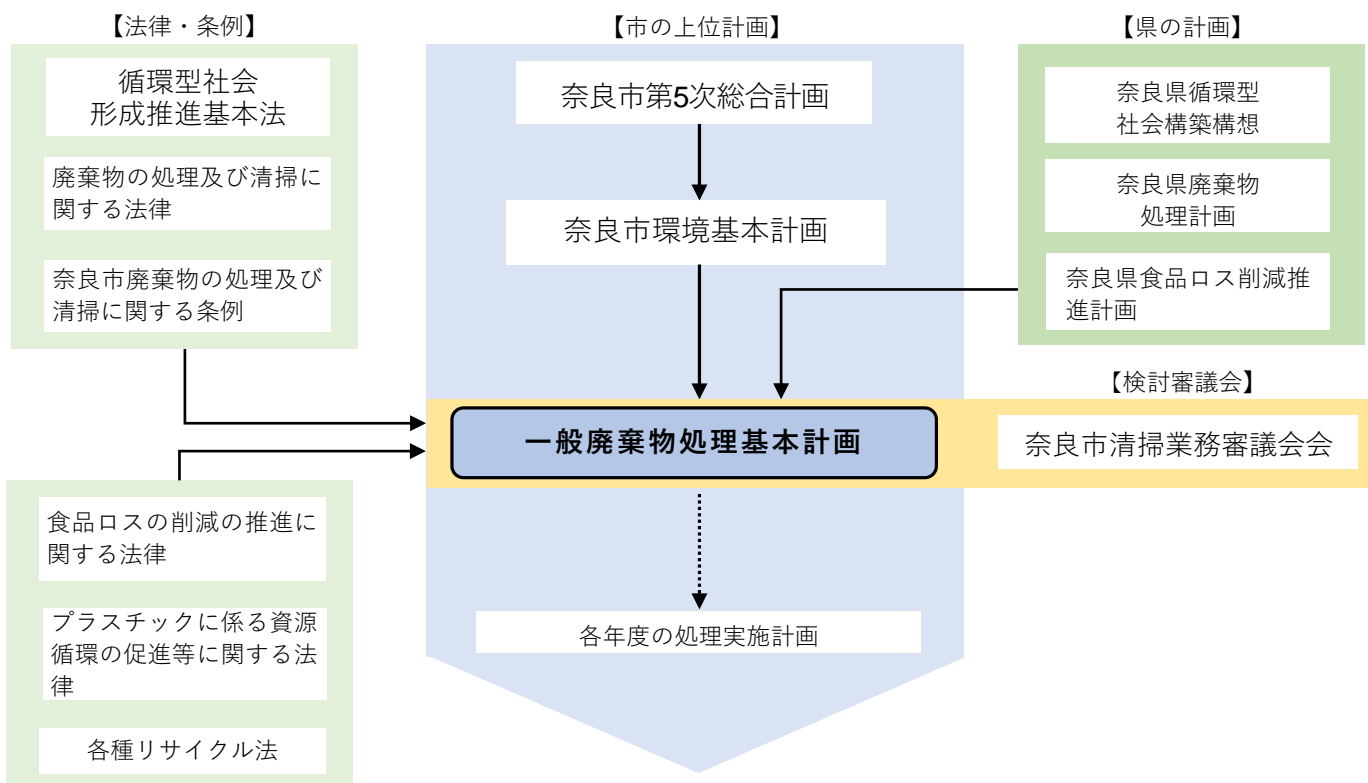
1. 計画策定の趣旨

奈良市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、奈良市区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたものです。

本市では平成4年に最初の基本計画を策定して以来、関連計画と整合性をとりつつ、定期的に改定を行ってきました。令和3年度をもって前回の一般廃棄物処理基本計画の計画期間を満了することから、今後10年の指針となる新たな基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき定めるもので、上位計画である「奈良市第5次総合計画」や「奈良市環境基本計画」で掲げるごみ処理分野における計画事項を具体化させるための施策方針について示すものです。



3. 計画の目標年度

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を最終目標年度とする10年の計画とします。また、施策の進捗状況や社会情勢、本計画策定の前提条件となっている人口やごみ排出量等の動向を踏まえ、概ね5年ごとに減量目標や各種施策を見直すものとします。また、生活様式の変化など、本計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、計画の見直しを行います。

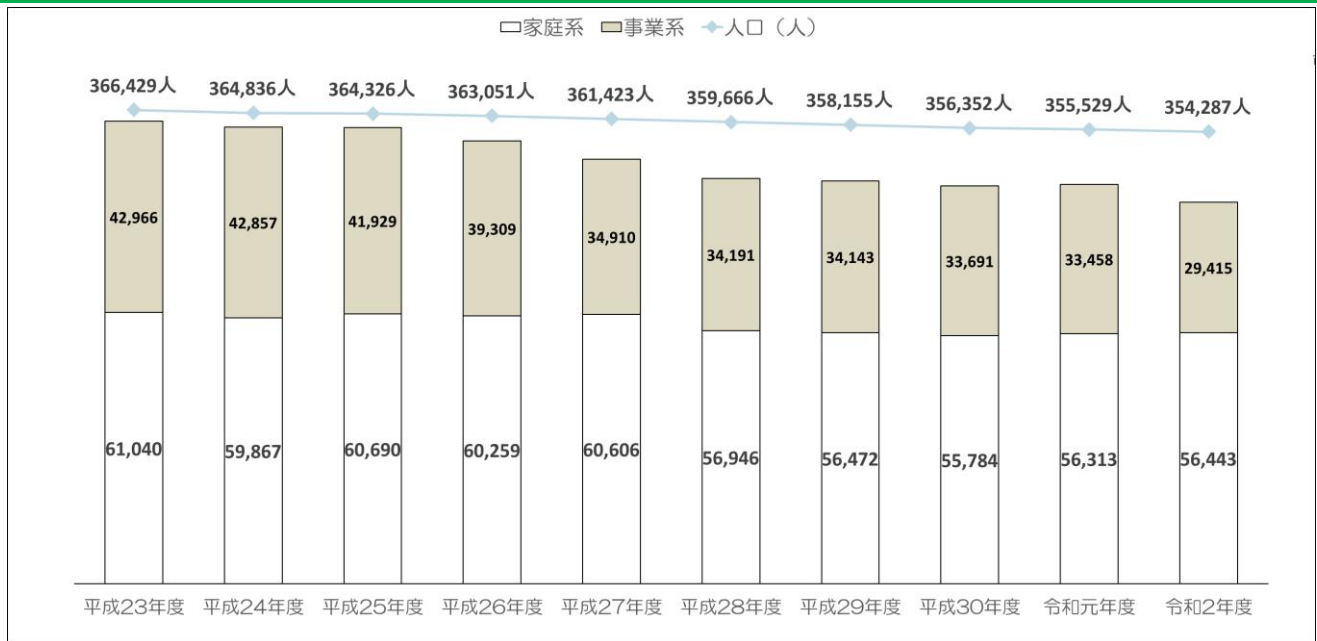
なお、本計画においては、昨今の廃棄物に係る様々な社会情勢に鑑み、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させるため、国を超えた国際目標であるSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の達成に貢献することをめざします。



4. ごみ搬入量の現状

前計画におけるごみ搬入量について、家庭系ごみは近年は横ばいを示しています。事業系ごみは平成25年度から約12,500トンの減量を達成しました。なお、令和元年度及び2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭系ごみは若干増加傾向にあり、事業系ごみは、排出量が大幅に減少しています。

ごみ搬入量の推移



平成23年度～令和2年度のごみ搬入量

平成23年度～令和2年度のごみ搬入量

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人口(人)	366,429	364,836	364,326	363,051	361,423	359,666	358,155	356,352	355,529	354,287	
ごみ(トン)	家庭系	燃やせるごみ	50,728	50,577	50,865	49,280	49,684	47,262	47,115	45,454	45,168
		燃やせないごみ	5,298	4,584	5,725	6,924	6,659	5,505	5,289	5,995	7,015
		大型ごみ	2,764	2,556	2,166	2,108	2,046	2,017	2,110	2,216	2,440
		埋立ごみ(町内清掃等)	2,241	2,142	1,919	1,929	2,199	2,152	1,950	2,114	2,083
		有害ごみ	9	8	15	17	17	11	8	4	4
	小計	61,040	59,867	60,690	60,259	60,606	56,946	56,472	55,784	56,313	56,443
	事業系	燃やせるごみ	40,783	40,882	39,965	38,034	34,613	33,974	33,921	33,452	33,228
		燃やせないごみ	2,182	1,975	1,964	1,275	297	218	222	239	205
		小計	42,966	42,857	41,929	39,309	34,910	34,191	34,143	33,691	33,458
	合計	104,005	102,724	102,619	99,568	95,516	91,137	90,615	89,475	89,771	85,857
再生资源(トン)	プラスチック製容器包装	2,743	2,474	2,583	2,610	3,227	3,202	3,185	3,254	3,273	
	ガラスびん	1,900	1,864	1,819	1,837	1,830	1,730	1,757	1,616	1,683	
	ペットボトル	458	459	483	452	439	449	437	463	485	
	飲料用紙パック	81	87	86	80	75	74	72	72	64	
	アルミ缶	243	236	235	217	216	221	216	209	208	
	スチール缶	295	326	289	294	259	252	232	241	236	
	発泡スチロール製食品トレイ(白色)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	合計	5,721	5,447	5,495	5,491	6,048	5,930	5,900	5,855	5,918	6,105

※小数点以下第一位を四捨五入しています。このため、各数値の和が合計の数値と一致しない場合があります。

5. ごみ減量や資源化の取組の現状

現在、本市で実施しているごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組みを以下に示します。

市が実施している啓発事業

区分	取組
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信
	ごみ・再生資源の分け方と出し方奈良市のごみ事典
	ごみカレンダー
	奈良市ごみ分別アプリ
	ごみ減量キャラバン
	環境学習の見直し
	家庭ごみ分別・減量説明会
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し
	リユース交換会
	学習用教材の制作
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業
	食品ロス削減
	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー
	再生資源分別収集
	公共施設等での再生資源の回収
	乾電池の回収
	古紙回収協力業者との提携
	古紙類・古布類の回収
	破碎スクラップ回収
	有害ごみ回収
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供
	使用済小型家電リサイクル
事業所での資源循環の推進	事業者向けごみ適正処理説明会
	大規模事業所への指導
	E - c h a n g e s
有機性廃棄物の資源循環の推進	草木類の再生利用
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作
	生ごみ処理機器購入助成
循環型社会に対応した収集作業の推進	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保
	搬入管理の強化
	事業系ごみの出し方に関するルールの徹底
	違法な野外焼却や不法投棄等の防止
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働
	大学との連携
	ならクリーンフェスタの開催

6. ごみ処理の数値目標

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ◆ ごみ搬入量を約 1 / 5 減量
- ◆ 焼却処理量を約 1 / 5 減量
- ◆ 最終処分量を約 1 / 5 減量

(参考) 令和元年度に比べて令和13年度までに

- ◆ ごみ搬入量を約22% (1人1日当たり104g) 減量
- ◆ 焼却処理量を約22% (1人1日当たり98g) 減量
- ◆ 最終処分量を約20% (1人1日当たり14g) 減量

数値目標

		基準年度	中間目標年度	最終目標年度
		令和元年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	令和13年度 (目標値)
ごみ搬入量		89,771 t	73,256 t	69,773 t
	令和元年度 = 100%)	(100%)	(82%)	(78%)
	家庭系ごみ	56,313 t	45,142 t	43,254 t
	(令和元年度 = 100%)	(100%)	(80%)	(77%)
	事業系ごみ	33,458 t	28,114 t	26,519 t
	(令和元年度 = 100%)	(100%)	(84%)	(79%)
焼却処理量		83,839 t	68,170 t	64,979 t
	(令和元年度 = 100%)	(100%)	(81%)	(78%)
最終処分量		14,696 t	12,453 t	11,812 t
	(令和元年度 = 100%)	(100%)	(85%)	(80%)

1人1日当たりに換算した目標値

		基準年度	中間目標年度	最終目標年度
		令和元年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	令和13年度 (目標値)
ごみ搬入量		690 g	593 g	586 g
	家庭系ごみ	433 g	365 g	363 g
	事業系ごみ	257 g	228 g	223 g
焼却処理量		644 g	552 g	546 g
最終処分量		113 g	101 g	99 g

7. 一般廃棄物処理基本計画の方針・施策

1) 基本方針

ごみの減量や資源化は、市民生活や事業者の事業活動と密接に関連するものです。

近年、レジ袋の有料化やプラスチック製ごみの排出抑制、再資源化を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減を総合的に推進することが規定されています。また、本市においては、環境清美工場の老朽化に伴うごみ処理施設の新規建設という課題もあります。

本計画は、行政としての取り組みを進めるとともに、市民、事業所と連携をし、国際目標であるSDGsの達成に貢献することを目指します。

2) 重点施策

(1) プラスチックごみの処理について

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行予定であり、本市においても、法の趣旨に則り、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制などに取り組んでいきます。

(2) 食品ロス削減について

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、本市においても主に次のような施策を実施します。

- ①食品ロス削減方法の広報・周知
- ②てまえどり運動の推進
- ③フードバンク事業への協力と本事業の周知・啓発
- ④3010運動の推進

(3) 紙ごみの削減について

紙ごみは「燃やせるごみ」のかなりの割合を占めており、再生利用が可能な「雑がみ」「オフィスペーパー」などの周知・啓発を今後も実施します。

(4) 新クリーンセンター建設について

奈良市内から出るごみを処理している奈良市環境清美工場は、稼働開始してから35年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。

そのため、循環型社会の形成にふさわしい「奈良市クリーンセンター」の設置に向け、新たな候補地を選定し新施設の建設を検討しています。

8. 災害対策

大規模災害が起こった場合、がれき等の廃棄物が一時大量に発生するとともに、交通の途絶等に伴い生活ごみ等の一般廃棄物についても平時と同様の収集・処理を行うことが困難となることが想定されますが、市民生活を一日も早く安定させ復旧・復興を図っていくためには、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが重要となります。このことから、災害発生に伴う片付けごみや建物倒壊によるがれき等、また、避難所から排出されるごみ等についての処理対応について、事前に対策を講じておく必要があるため、本市では平成21年3月に「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

奈良市災害廃棄物処理計画は、関係法令の改訂、状況の変化に合わせ、実効性を高めるため、適宜、検討や修正を図ります。また、発災後は被災経験を踏まえた見直しを行います。

なお、当該計画は、東日本大震災や熊本地震等の大災害の発生による経験からもたらされた新たな知見、環境省から発出されています指針の改定などを踏まえ、当初計画を見直した改定版の計画を令和3年度に策定します。

9. 計画推進のために

- (1) 安全・安心に配慮した秩序ある取り組みの推進
- (2) 廃棄物行政への市民の参画
- (3) 市民・事業者・行政の情報の収集と提供
- (4) 循環型の社会経済システムについての国・県、産業界への要望と連携
- (5) コスト管理
- (6) 民間の経営能力、技術力等の活用
- (7) 計画の進捗状況の把握と評価
- (8) ごみ施策のバリアフリー化
- (9) ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携